

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月30日（水）午後2時50分～午後4時50分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金指導官が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において労働者側からは、最低賃金の引き上げにより労働者のモチベーションが上がれば、おのずと生産性の向上につながり、ひいては企業の発展に貢献すると主張し、島根県の経済の好循環を目指す上で、最低賃金の引き上げは必要不可欠であると申し立てた。 また、事業所の安定経営の上で重要な役割を果たす整備士の人手不足が大きな課題となっている中、島根には整備士の養成機関が1か所あるのみであり、整備士の県外流出に歯止めがかからない状況である点。さらに、中山間地域の多い島根にあっては、公共交通インフラの整備が不十分な状況下で自動車は生活していく上での必需品であって、小売サービス業全体の中でも、自動車（新車）小売業は今なお重要な位置を占めていること等を挙げ、引上げ額として16円の提示がなされた。 一方、使用者側からは、自動車（新車）小売業は県下広範囲に点在しており、影響が大きい中、最低賃金の未満率は年々上がってきていることや、現下のコロナ禍において今年は特に例年と異なる状況であり、大幅な引上げは経営を圧迫し、経営者は厳しい環境に追い込まれることが危惧されるとし、引上げ額0円（現状維持）の提示がなされた。 その後協議した結果、労働者側は引上げ額10円。使用者側は引上げ額5円とし、現時点			

でこれ以上の歩み寄りには困難として次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、本会議の議事録及び議事要旨署名委員に、労働者側は土岡委員、使用者側は若松委員、公益は部会長を指名した。